

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業譲渡等に伴う不動産取得に係る特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画及び認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる事業の譲渡及び一定の要件を満たす資産譲渡に伴い不動産を取得し、かつ、当該認定計画に係る事業の用に供した不動産</p> <p>・特例措置の内容 不動産に係る不動産取得税について、再生局面にあるなど雇用の維持に一定の効果があるものに適用対象を見直した上で、本則（土地、住宅 3%、住宅以外の家屋 4%）の 1/6 を軽減する本措置の適用期限を平成 25 年 3 月 31 日まで（2 年間）延長する。</p>	
関係条文	地方税法附則第 11 条の 4 第 5 項、地方税法施行令附則第 9 条の 3	
減収見込額	(初年度) + 23 (▲ 120) (平年度) — (▲ 97) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 産活法は、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性向上を円滑化するための措置を講ずる等により、我が国産業の生産性の向上や国際競争力の強化を目的としている。 国全体の生産活動は、個々の事業者の生産活動の総計であることから、我が国産業の生産性向上を実現するための極めて重要な選択肢の一つとして、組織再編・事業再編を通じた経営資源の効率的な活用による企業の生産性向上が必要不可欠である。 特に、平成 20 年下期以降の世界的な経済収縮に対して、業界再編等を通じて対応することは、喫緊の課題であり、産活法に基づく生産性向上、事業革新、資源生産性向上など一定の基準を満たす取組について、再編時に係る初期コストを軽減することは、事業再生や戦略的組織再編を促し、事業者の競争力向上、ひいては、我が国産業の再生のために必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	再生局面にあるなど雇用の維持に一定の効果があるものに適用対象を見直す。	
ページ	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
	政策の達成目標	<p>産活法の計画認定に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、経営資源の有効活用に加え、異業種の連携などを促進することにより、企業の生産性の向上を図る。</p> <p>【目標】平成25年度に、企業の生産性を平成22年度より2%以上向上させる。 ○ ROE：平成22年度値+2%（事業再構築計画（3年以内）の終了時点における目標値） ○ ROA：平成22年度値+2%（経営資源再活用計画（3年以内）の終了時点における目標値） 注）ROE：自己資本当期純利益率 ROA：総資産経常利益率</p> <p>また、平成20年から続く資源価格の不安定化に対応するため、資源生産性の向上に取り組む。</p> <p>【目標】平成25年度に、エネルギー生産性又は炭素生産性を平成22年度よりそれぞれ以下のとおり向上させる。 ○ エネルギー生産性：平成22年度より+6%以上向上（資源生産性革新計画（3年以内）の終了時点における目標値） ○ 炭素生産性：平成22年度より+7%以上向上（資源生産性革新計画（3年以内）の終了時点における目標値） 注1）エネルギー生産性＝付加価値額／エネルギー使用量 注2）炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年延長を要望（平成25年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	<p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し、生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、政策目標（ROE、ROA：平成22年度値+2%）を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実現することを目指す。</p>
有効性	政策目標の達成状況	<p>①総資産経常利益率（ROA）の実績（全省庁ベース） 【制度創設】平成11年度：2.1% → 平成20年度：2.5%</p> <p>②自己資本当期純利益率（ROE）の実績（全省庁ベース） 【制度創設】平成11年度：0.8% → 平成20年度：1.6%</p> <p>*平成20年度は金融危機の影響により大幅に下落。</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>（全省庁ベース） 平成23年度：4件 平成24年度：4件</p>

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成しており、全体として税収の増大、雇用が確保されている。特に、雇用維持効果のインパクトは大きく、本措置を契機とした事業譲渡により、本来であれば失われていた経営資源が有効されることで、数百名単位の雇用が維持されたケースもあり、税収減額に比して、その効果は高いと言える。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<国税> ○ 登録免許税の軽減措置 ○ 事業革新設備の特別償却
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当なし)
	要望の措置の妥当性	<p>企業の再生、生産性の向上を図る目的で行われる事業譲渡は、企業の属する業種や規模によらず、等しく重要であるが、経済環境など様々な要因により、その発現件数は、変化しうるものである。よって、限度額や募集時期に制限のある補助金などによる支援よりも、必要な者に平等に支援が可能な税制支援が適当である。</p> <p>また、本措置は、産活法の規定に基づき、ROEの2%ポイント以上向上しなければならないなど、客観的な認定基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限って措置されており、政策効果が高いもののみ限定して支援しているため、特例措置として妥当である。</p>
ページ	—	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>既に軽減されている事業譲渡のみの実績について、認定時を利用年度として以下のとおり集計。</p> <p>【計画数】 平成15年度：10件、平成16年度：13件、平成17年度：2件、平成18年度：3件、平成19年度：1件、平成20年度：3件、平成21年度：2件 合計34件</p> <p>【軽減額】 平成15～21年度合計：8.2億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>上記の認定計画のうち、生産性向上の基準値を達成している計画の割合は、92.3%（24件/26件（終了済みかつ数値が算出できる案件）、平成22年5月現在の実施状況報告で確認）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>2年延長の達成目標として、我が国経済の内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化への対応を図り、市場原理を基本とした経営資源の適切な配分を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>（税負担軽減措置等の適用による効果に同じ）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成11年10月創設 平成13年4月延長 平成15年4月拡充延長 平成17年4月延長 平成19年4月拡充延長 平成21年6月拡充延長（事業譲渡に加えて資産譲渡を伴う組織再編案件の場合にも拡充。資源生産性革新計画を追加し、共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画を除外。）</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>